

## 実施方針等に関する質疑・回答

番号	ページ	項番	項目	質問の内容	回答
1	実施方針3	2.2.1(3)	入札参加者の構成等	「各構成員の業務等の分担に関する協定を締結していること」とありますが、これは設計及び工事業務に関するものであり、当該協定は「特定建設工事共同企業体協定書（乙型）」に準じて作成し、入札参加表明書の提出時に当該協定書を提出するという理解でよろしいでしょうか。 また、異業種企業間（設計／土木／建築／機械／電気）のJVなので、乙型JVが妥当と考えますが、このようなJVの形式については入札参加者の判断で決定してよろしいでしょうか。	各構成員とは、設計、工事又は運転維持管理業務を行うものをいいます。形式は問いませんが、誰が何をするかを明確にしてください。
2	実施方針6	2.2.2(2)①	入札参加資格要件	設計企業が複数企業の場合は、少なくとも1社が「2.2.2(2)① 設計に関する要件」を満たせばよいという理解でよろしいでしょうか。	同業種のJVは認めません。
3	実施方針6	2.2.2(2)③ア)(a)	運転維持管理に関する要件	砂ろ過及び膜ろ過の浄水場の運転維持管理実績を3年以上有することとありますが、砂ろ過実績、膜ろ過実績は異なる浄水場の契約でも問題ないとの理解でよろしいでしょうか。また、3年につきましても、連続3年ではないと理解していますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	実施方針6	2.2.2(2)③ア)(a)	運転維持管理に関する要件	砂ろ過及び膜ろ過の浄水場の運転維持管理実績を3年以上有することとありますが、複数年契約の履行途中において、業務が完了している月までは、実績として使用することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
5	実施方針6	2.2.2(2)③ア)(b)	入札参加資格要件	「枚方市の入札参加資格有資格者名簿の当該区分において記載されていること」とありますが、建設工事にあたる要件は市のホームページにある登録業者情報の「建設工事」、設計に関する要件は「建設コンサルタント」、運転維持管理に関する要件は「その他委託」に記載があるとの解釈でよろしいでしょうか。	建設工事であれば、土木一式、建築一式等の業種のことを指します。
6	実施方針6	2.2.2(2)③イ)(a)	運転維持管理に関する要件	業務責任者、主任技術者の人的条件に水処理運転管理業務経験が求められていますが、経験の証明書類は経歴書のみでよろしいでしょうか。	経歴書の記載内容確認のため、当該業務の仕様書及び契約書の写しをご提出ください。
7	実施方針8	3.1.1	契約の締結等	「本市は、本施設の設計、工事及び運転維持管理業務を一括で委託するために、落札者（グループの構成員全員）と事業契約（基本契約）を締結する。」とありますが、「入札説明書等に関する質問（第二回）への回答公表」の前に「入札参加表明」を提出するため、事業契約書は契約時に協議を行い変更可能と考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。	技術提案を受けることに伴う、必要な修正は考えられます。
8	実施方針9	3.1.2	運転維持管理業務をSPCとして行う場合	SPCを設立しない場合は、運転維持管理企業がJVを組成するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

## 実施方針等に関する質疑・回答

番号	ページ	項番	項目	質問の内容	回答
9	実施方針10	3.4.1(2)	モニタリングの内容	「事業者の財務状況についても確認する」とありますが、SPCを設立しない場合、本事業だけを実施している企業ではないため、別事業で赤字になる期も発生することが想定されます。そのため、本件はSPCを設立した場合のみという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	実施方針12	8.2	落札者を決定しない場合	「いずれの入札参加者の提案によっても本事業をDBO方式で実施することが適当でない」と判断された場合」とありますが、要求水準を達成しつつ、上限金額が下回る金額で入札された状況で、適切でない」と判断される条件はありますでしょうか。条件があるようでしたら、ご提示願います。	入札公告時に提示します。
11	実施方針12	8.4.1	著作権	落札者の提案書の一部又は全部を協議の上無償で使用でき」とありますが、「協議の上、落札者が承諾した範囲において無償で使用できる」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	実施方針14	【別紙1(1)共通】リスク分担表	共通 社会 第三者賠償リスク	事業者の帰責事由による第三者賠償等について「運転維持管理段階における騒音、振動、光、臭気等」と記載があります。このリスクは、近隣住民への環境配慮内容との理解でよろしいでしょうか。また、記載以外の要因によって、近隣住民からの問い合わせの実績があれば、ご教示ください。	前段はご理解のとおりです。 「運転維持管理段階における騒音、振動、光、臭気等」以外の要因による近隣住民からの問い合わせは、施設の改修工事等に関するものを除き、これまではありません。
13	実施方針14	【別紙1(1)共通】リスク分担表	共通 社会 住民対応	工事現場付近には保育園や大学、民家等がありますが、工事車両の通行制限（時間や台数）等はありませんでしょうか。 また、本施設の設置に伴う住民反対により工事車両台数に制限が発生した場合のリスクは、貴市の範疇であると考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。	工事車両の通行制限（時間や台数）等については、現在のところ特段の定めはありませんが、更新用地の前面道路は小学校の通学路となっていますので、工事用車両の通行には配慮が必要です。 後段のリスク負担についてはご理解のとおりです。
14	実施方針14	【別紙1(1)共通】リスク分担表	共通 社会 住民対応	住民説明等は貴市が主体となって行うと考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	実施方針14	【別紙1(1)共通】リスク分担表	共通 社会 環境問題	「環境問題」とは、関連法規や条例を逸脱した状態と考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	実施方針14	【別紙1(1)共通】リスク分担表	共通 社会 環境問題	「事業者の提案内容、業務に起因する環境問題」は、事業者側に帰責事由がある場合、という理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案内容に基づいた業務の結果が原因で発生した環境問題は、事業者側に帰責事由があるという理解です。
17	実施方針15	【別紙1(1)共通】リスク分担表	共通 不可抗力	「不可抗力」が原因として他のリスク分担の項目に影響を与えた場合、共通「不可抗力」のリスク分担が優先されて適用されると考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。また、事業者の負担については、公告時に示されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問の内容であれば、不可抗力のリスク分担の優先順位はご理解のとおりです。 事業者の負担内容については、入札公告時に提示します。

## 実施方針等に関する質疑・回答

番号	ページ	項番	項目	質問の内容	回答
18	実施方針15	【別紙1(1)共通】リスク分担表	共通 不可抗力	原水引き渡し水質項目にない水質異常の場合は、不可抗力との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	実施方針15	【別紙1(2)設計・工事】リスク分担表	—	建設における物価変動のリスク分担の記載がありません。枚方市工事請負契約約款、第25条の1、2、3に基づいた内容で物価変動に基づく契約金額の変更が認められると考えてよろしいでしょうか。	入札公告時に提示します。
20	実施方針15	【別紙1(2)設計・工事】リスク分担表	建設 用地	地中障害物のリスクは、高度処理施設連絡管の布設工事に於いても、貴市の範囲であるという考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	実施方針15	【別紙1(2)設計・工事】リスク分担表	建設 用地	地中埋設物（電気ケーブル、ハンドホール等）は事業者のリスクとなっていますが、見えない埋設物のリスクは貴市でお願いできませんでしょうか。	ここでいう地中埋設物とは、既設図面や現地の状況により予見できるものをいい、この予見できるものに対するリスクについては、事業者側にあるとしています。また、似た用語で地中障害物とは、既設図面や現地の状況によっても予見できないものとして、そのリスクを本市としています。
22	実施方針16	【別紙1(3)運転維持管理】リスク分担表	新設施設）運転維持管理 原水水質の水量・水質変化	「過去の実績から合理的に予測できる範囲を超える原水の水量・水質の変動により、要求水準を満足できない場合に係る運転維持管理費の増大」とありますが、合理的に予測できる範囲とは要求水準書で示されている水量と水質の条件である、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	実施方針16	【別紙1(3)運転維持管理】リスク分担表	新設施設）運転維持管理 修繕費の増大	修繕費が長期修繕計画における予想を上回った場合は、事業者の負担である、とされています。不可抗力の場合等は別に規定が設けられ、全面的な事業者のリスク負担とはならないと考えますが、そのような理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	実施方針16	【別紙1(3)運転維持管理】リスク分担表	既設改良施設）運転維持管理 施設の瑕疵	「事業者が改良した既設流用対象施設の瑕疵が見つかった場合」は事業者の負担、と記載があります。この解釈として、既設流用対象施設のうち、改良しなかった既存の部分については事業者にて責任が負えないと考えます。 事業者は当該改良部分について、リスクを負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	実施方針17	【別紙1(3)運転維持管理】リスク分担表	既設）運転維持管理 原水 水質の水量・水質変化	「原水の水量・水質変化」の項目について、事業者の帰責事由以外による運転維持管理費の増大の負担者を貴市として、追記いただけませんか。 たとえば、過去の実績（貴市の経験）を超える原水の水量・水質の変動により、要求水準を満足できない場合に係る運転維持管理費の増大等を想定しています。	ご意見として承ります。

## 実施方針等に関する質疑・回答

番号	ページ	項番	項目	質問の内容	回答
26	実施方針17	【別紙1(3)運転維持管理】リスク分担表	*	中宮浄水場の新施設については、「損害額の一定割合までを事業者が負担し・・・」とありますが、この「一定割合」について、入札公告時に明示いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に提示します。
27	実施方針17	【別紙1(3)運転維持管理】リスク分担表	**	事業契約において本市と事業者との間で・・・価格改定条項による一定のリスクについても・・・とありますが、「事業契約の価格改定条項」にかかる資料は、入札公告時に明示いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に提示します。
28	業務要求水準書(案)1	第1章2.4	事業の目的	将来の水需要減少を見据えた無駄のない合理的な施設整備とありますが、3.3要求する施設緒元(1)処理水量にて、処理能力が定められています。 水需要減少を見据えた合理的な施設整備とは、要求する施設能力を確保することを前提として、別紙6を参考に、運転維持管理業務での運用上の工夫を事業者側に求めるという理解でよろしいでしょうか。	事業者には、運転維持管理業務での運用上の工夫を求めるだけでなく、要求する施設能力を確保することを前提とした上で無駄のない合理的な施設整備も求めます。
29	業務要求水準書(案)7	第1章2.9.2(2)及び(3)	技術基準等及び仕様書等	その時点において最新版を適用するものとする、とありますが、その時点とは提案書提出時点と考えてよろしいでしょうか。	基本的には提案書提出時点での最新版を適用としますが、設計開始以降に最新版が発刊された場合には、本市と協議の上最新版の取り扱いについて決定したいと考えています。
30	業務要求水準書(案)10	第1章3.3(2)	原水水質及び膜ろ過水質	原水引き渡し条件は表7の原水水質にある水質項目と理解していますが、「※1その他の水質項目については、厚生労働省が定める水質基準を順守する」とあるので、表7にない原水水質は流入する原水自体が水質基準を満たすと理解してよろしいでしょうか。	原水引き渡し条件はご理解のとおりです。 ご質問の「表7にない原水水質は～満たす」については、高度浄水施設で処理する項目も含まれることから、原水水質自体が厚生労働省の浄水水質基準を満たしているものではありません。
31	業務要求水準書(案)11	第1章3.4	モニタリング	セルフモニタリングの実施方法及び報告の頻度、方法は事業者の提案との理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に提示する契約書(案)において示す、本市が実施するモニタリング内容を踏まえた上での事業者の提案とします。
32	業務要求水準書(案)13	第2章1.3	共通事項	②の検便について、「設計・工事・工事監理業務の作業員」とは既存施設にかかわる範囲を対象としたものとの理解でよろしいでしょうか。	新施設も対象とします。
33	業務要求水準書(案)13	第2章2.1.1①及び②	地質調査及び地下埋設物調査	計画敷地内及び、高度処理施設連絡管の布設工事の調査時、並びに施工時に於いて、地下埋設物が図面等で確認できない場合、ルートの変更ができるものと考えてよろしいでしょうか。また、その工事費用に関しては、貴市の負担と考えますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

## 実施方針等に関する質疑・回答

番号	ページ	項番	項目	質問の内容	回答
34	業務要求水準書(案)13	第2章2.1.1②	地下埋設物調査	既設埋設管ルート及びレベルの確認を行うことと記載がありますが、調査の際に他企業の埋設物(関西電力、大阪ガス、NTT等)があった場合、他企業との協議において貴市にご協力いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	業務要求水準書(案)14	第2章2.2.1表-10	設計条件	表-10の計画処理水量(高度浄水施設注水量)にて、計画1日最大処理水量113,300m <sup>3</sup> /日に必要な作業用水を考慮し提案することとありますが、表11(既設改造)に記載されている、既設高度浄水施設と既設脱水施設からの返送水量(m <sup>3</sup> /日)と返送回数(回/日)、返送時間(分/回)についてご提示いただくことは可能でしょうか。 また、参考に返送水のフロー図面をご提示いただけないでしょうか。	入札公告以降に資料の閲覧を可能とします。
36	業務要求水準書(案)15	第2章2.2.1(1)④	設計共通事項	「④使用する水道用機材の規格はJWWA規格もしくはJIS規格とする」とありますが、配管材料が該当するという認識でよろしいでしょうか。また、上記に該当しない場合、JIS準拠品でもよろしいでしょうか。	JWWAには配管以外に池内防水等の規格もありますので、規格該当品を使用する場合は同規格に準拠してください。また、JWWA規格にないものはJIS規格など標準品の使用を認めます。
37	業務要求水準書(案)15	第2章2.2.1(1)⑩	設計共通事項	落雷により設備停止する可能性があるものについては、避雷設備を設置するとの理解でよろしいでしょうか。	避雷設備の設置箇所については事業者の提案とします。
38	業務要求水準書(案)15	第2章2.2.1(1)⑪	設計共通事項	「全ての水槽、薬品タンクは防水性・防食性」を考慮した対策を講じること。」とありますが、例えば薬品洗浄を行う鉄筋コンクリート水槽における対策として塗装を施す場合は、これに対する品質の適合性等についてメーカーの証明書や保証書を提示するなどして計画を行う必要があるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	業務要求水準書(案)16	第2章2.2.1(2)②	導水施設設計	「②原水水質を連続監視(目視)できるようにすること」とありますが、ここで対象となる水質項目は、P.10表7の水質検査項目の内、連続監視が可能な原水の水質項目である「濁度」、「pH」、「電気伝導率」、「アルカリ度」、「温度」、「色度」、「アンモニア態窒素」であるという理解でよろしいでしょうか。また、目視とは、水質計器、原水そのものをカメラで目視するというのではなく、各水質計器で連続測定し、中央監視設備でその数値を目視確認できるという理解でよろしいでしょうか。	連続監視項目についてはご理解のとおりです。 監視方法については事業者提案としますが、最低限、中央監視設備でその数値を目視できるものとします。

実施方針等に関する質疑・回答

番号	ページ	項番	項目	質問の内容	回答
40	業務要求水準書(案)16	第2章2.2.1(2)④	導水施設設計	「④将来的に磯島取水場からの導水管新設工事を予定している」とありますが、新第一浄水場導水管と磯島取水場からの新導水管の接続位置は別紙2新導水立坑エリア内で接続口を設けるとの理解でよろしいでしょうか。	別紙2の立坑エリアは立坑及び施工ヤードの範囲を示すもので、新導水管の接続箇所を示すものではありません。新導水管の接続は、新第一浄水場稼働後、別途発注の新導水管敷設工事で接続するため、本事業では新第一浄水場の合理的な配管経路の構築を優先し、将来接続が可能な措置を提案してください。
41	業務要求水準書(案)16	第2章2.2.1(2)⑤	導水施設設計	「大阪広域水道企業団が所有している導水管の調圧水槽からの越流水を・・・越流管を排水池に接続できるよう必要となる措置を講じておくこと。」とありますが、接続のみでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	業務要求水準書(案)16	第2章2.2.1(3)①キ	膜ろ過処理設備設計	「キ 膜ろ過装置の回収率は、95%以上を確保できること。」とありますが、「膜ろ過装置」とは、以下と理解しますがよろしいでしょうか。 (ケーシング式：膜モジュールとその周辺の配管、バルブで構成される装置。浸漬式：浸漬槽と膜モジュールとその周辺の配管、バルブで構成される装置。)	膜ろ過方式のケーシング式と槽浸漬式とでは、機構に大きな違いがあるため、ここでいう膜ろ過装置の回収率の考え方は、着水井に流入した原水に対して膜ろ過処理水までの回収率を95%とします。
43	業務要求水準書(案)16	第2章2.2.1(3)①キ	膜ろ過処理設備設計	「キ 膜ろ過装置の回収率は、95%以上を確保できること。」とありますが、高濁度時など逆洗以外に水槽のドレンが必要となる場合は、その水量も含め常時95%以上の回収率が必要という理解でよろしいでしょうか。(例えばケーシングの場合はケーシング内のドレン、槽浸漬型の場合は、浸漬槽からの排泥を含み回収率を算出する)	高濁度時の回収率については、目標値としてお考え下さい。高濁度時に95%を下回る場合には、①平均～最大濁度間で濁度を数パターン設定し、その濁度における最大処理水量時の回収率や、②回収率を95%に固定した場合の処理水量を提示し、高濁度の発生頻度を鑑みながら浄水システム上での対応方法についてご提案ください。
44	業務要求水準書(案)16	第2章2.2.1(3)①ク	膜ろ過処理設備設計	「膜ろ過流束については、事業者の提案とするが実験結果等の設計根拠を示すこと。」とありますが、平均処理水量において物理洗浄期間は当然のこと、薬品洗浄時や修繕・更新時など長期間で系列やユニットを休止する場合は、休止期間に相当した流束の設計根拠が必要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	業務要求水準書(案)16	第2章2.2.1(3)①サ	膜ろ過処理設備設計	「サ 膜ろ過処理水質を連続監視(目視)できるようにすること」とありますが、ここで対象となる水質項目は、P.10表7の水質検査項目の内、連続監視が可能な膜ろ過水pHと膜ろ過水濁度という理解でよろしいでしょうか。 また、目視とは、水質計器、膜ろ過水そのものをカメラで目視することではなく、各水質計器で連続測定し、中央監視設備でその数値を目視確認できるという理解でよろしいでしょうか。	連続監視項目についてはご理解のとおりです。 監視方法については、事業者の提案としますが、最低限、中央監視設備でその数値を目視できるものとします。

## 実施方針等に関する質疑・回答

番号	ページ	項番	項目	質問の内容	回答
46	業務要求水準書(案)17	第2章2.2.1(3)①ソ	膜ろ過処理設備設計	「水槽は複数槽とし、・・・浄水処理に不都合のない構成とすること。」の「不都合のない」とは水質・水量ともに要求水準を達成するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	業務要求水準書(案)17	第2章2.2.1(3)①タ	膜ろ過処理設備設計	「タ 棟内に塩素雰囲気化で開放水槽を持つ場合は、直接棟外に塩素を排出できる措置を講じる」とありますが、水槽周辺に制御盤や水質計器等が設置されていると腐食の原因となります。そこで、水槽に簡易なカバーをするなどのほか、水槽から直接排気するなどして、水槽の周辺に塩素が拡散しないようにするとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	業務要求水準書(案)17	第2章2.2.1(3)①チ	膜ろ過処理設備設計	「チ 膜ろ過設備周りでは、発生する結露対策を講じること。」とありますが、結露対策は結露が拡散して外観上や維持管理上問題とならないようにすることと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	業務要求水準書(案)17	第2章2.2.1(3)②ウ	前処理設備設計	前処理設備の設計において「・・・、設計根拠を示すこと。」とありますが、事業者提案での設計根拠として、本原水で実施した実験結果を根拠とすることができるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	業務要求水準書(案)17	第2章2.2.1(3)③ア	除マンガン設備設計	除マンガン設備の設計において「・・・、設計根拠を示すこと。」とありますが、事業者提案での設計根拠として、本原水で実施した実験結果を根拠とすることができるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	業務要求水準書(案)17	第2章2.2.1(3)③イ	除マンガン設備設計	「イ マンガン砂の状況を目視で確認できる構造とすること。」とありますが、休止時に水を抜いた状態で確認できれば良いという理解でしょうか。	事業者の提案としますが、最低限、維持管理上支障なく確認できる構造とします。
52	業務要求水準書(案)17	第2章2.2.1(3)④ウ	薬品注入設備設計	「ウ 薬品貯蔵槽は2槽以上設置すること。」「エ 薬品貯蔵量は水道施設設計指針に準ずること。」とありますが、指針に準ずる貯蔵量を2槽以上で確保できれば良いという理解でよろしいでしょうか。 ※例えばPACは30日分ですが、薬品貯蔵槽2槽で30日分という考え方はです。	「複数槽で必要貯蔵量を貯蔵できること」と理解してください。
53	業務要求水準書(案)19	第2章2.2.1(5)⑨	場内配管設計	「⑨ 埋設バルブ設置部には、弁室又は弁筐を設けること。また、弁筐方式のバルブは、フランジ継手を採用しないものとする。」とありますが、大口径バルブはフランジ継手以外はないため、フランジ継手を採用するというでよろしいでしょうか。	大口径バルブは、原則、弁室内に設置するものとします。

実施方針等に関する質疑・回答

番号	ページ	項番	項目	質問の内容	回答
54	業務要求水準書(案) 21	第2章2.2.1(7)⑤	排水処理施設設計	「(7)排水処理施設設計 ⑤既設脱水機の運転に影響を与えない」とあり、汚泥濃度の指示はあります。 流入固形物の全量を既設脱水機に移送すると脱水能力を超過することが考えられますので、脱水機的能力をご提示ください。 脱水機的能力を超過した固形物は一時的に新第一浄水場に貯留するという考えでよろしいでしょうか。	脱水機的能力については、入札公告以降に資料の閲覧を可能とします。 後段については事業者の提案とします。
55	業務要求水準書(案) 21	第2章2.2.1(7)⑥	排水処理施設設計	「⑥濁度-SS換算係数を2.1とすること。ただし、実証実験等の根拠に基づいた提案も認めるものとする。」とありますが、 実証実験の根拠としては、年間(最低月1回(12回分)程度)を通じての濁度変動時の計測結果を根拠として示すことができる場合のみ、その数値を提案できることという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	業務要求水準書(案) 21	第2章2.2.1(8)④イ	場内整備	「イ 維持管理上必要な位置に場内散水栓を設置すること」とありますが、場内散水栓への給水は事業敷地外の配水管より分岐させるという理解でよろしいでしょうか。 また、分岐可能位置についても、図示願います。	給水管の分岐は、更新用地内で実施する考えです。 分岐位置については、入札公告以降に資料の閲覧を可能とします。
57	業務要求水準書(案) 21	第2章2.2.1(8)④カ	場内整備	「地域開放緑地(北側)として市民が散歩・憩いの場として活用できるもの」とありますが、上水施設の管理上フェンスの外とし、維持管理は事業者側、トラブルなどの管理責任については貴市、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	業務要求水準書(案) 21	第2章2.2.1(8)⑥イ	汚水排水	(8)⑥汚水排水のイには、膜ろ過装置薬品洗浄関連の排水や水質検査用等の薬品を含む排水は・・・汚水管に接続」とありますが、薬品洗浄廃液とすずき水や水質検査用薬品は、下水基準を遵守したうえで下水放流(処理)するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	業務要求水準書(案) 22,23	第2章2.6	中宮浄水場等設備台帳システムの構築	「すべての施設を対象とする設備台帳システムを構築すること」とありますが、対象施設は、P.3表2に列記されている運転維持管理業務の対象となる設備という理解ですが、対象となる機器点数をご教示ください。	要求水準書(案)第2章2.6に記載しているとおり、管路を除く上下水道局が所管するすべての施設が対象です。
60	業務要求水準書(案) 23	第2章2.7.2	本業務の実施にあたっての留意事項	場内におけるその他別発注の工事が発生した場合、場内及び搬入経路の動線確保において、本事業と調整する必要があると記載されています。調整の際は貴市と事業者が協力して行うと考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。



実施方針等に関する質疑・回答

番号	ページ	項番	項目	質問の内容	回答
61	業務要求水準書(案)23	第2章2.7.2(1)①	工事全般	「① 事業者は工事監理状況を本市に毎月報告」とありますが、工事監理であって、設計業務は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	設計業務に係る進捗状況の毎月報告は不要です。
62	業務要求水準書(案)25	第2章2.8.2(2)②	土壌汚染	「土壌汚染が発見された場合」とありますが、土壌の分析については貴市で実施するとの理解でよろしいでしょうか。	土壌汚染が発見された場合の対応として、関係機関への連絡、協議等は本市の責任において実施します。土壌の分析調査については、本事業において実施するものとし、変更協議の対象とします。
63	業務要求水準書(案)29	第2章3.2(1)①	水質検査項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「事業者は、膜ろ過水について、要求水準に示す水質検査を実施し、本市へ報告すること。」とありますが、膜ろ過水に対する水質検査の項目は、表7の膜ろ過水の要求水質である「アルミニウム及びその他の化合物」「マンガン及びその他の化合物」「pH値」「濁度」の4項目であるとの理解でよろしいでしょうか。</li> <li>・「pH値」「濁度」については、連続測定する計器の値を採用するとの理解でよろしいでしょうか。</li> <li>・貴市への報告頻度については、事業者提案との理解でよろしいでしょうか。</li> </ul>	水質検査項目及び連続測定についてはご理解のとおりです。報告頻度は測定の都度とし、連続測定項目と色度は毎日、それ以外の項目は月1回以上(回数は事業者の提案による)とします。
64	業務要求水準書(案)29	第2章3.2(1)②	水質検査項目、頻度及び方法	「その他の項目」については、表7以外の47項目と理解していますが、その測定方法、項目、頻度は事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	表7以外の47項目について、項目及び頻度は事業者の提案としますが測定方法については、3.2水質管理業務(1)②に記載しているのとおりです。
65	業務要求水準書(案)30	第2章3.3(2)⑧	膜交換及び膜薬品洗浄業務	<p>「⑧ 膜薬品洗浄廃液は、可能な限りリサイクルするものとし」とありますが、「リサイクル」とは使用後の薬品洗浄液(薬品洗浄廃液)に薬品を追加し、再度薬品洗浄液として再利用するという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、「⑧やむを得ず廃棄する場合」とは、薬品洗浄液として再利用できずに、廃棄せざるを得ない場合との理解でよろしいでしょうか。</p> <p>さらに、薬品洗浄廃液の原水返送は認められないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
66	業務要求水準書(案)30	第2章3.6(2)③	薬品調達管理業務	薬品費を算出するにあたり「③・・・また、20年間の事業費算出は、水需要予測(別紙6参照)に基づいて本市が提示する水量条件(日平均水量)にて算出すること。」とありますが、使用する水量は「平均自己浄水量」との理解でよろしいでしょうか。また、令和8年度～令和13年度までの第2浄水場での浄水量についても、ご教示願います。	薬品費の算定に用いる水量はご理解のとおりです。第2浄水場での浄水量については、事業者の提案とします。

## 実施方針等に関する質疑・回答

番号	ページ	項番	項目	質問の内容	回答
67	業務要求水準書(案) 30,31	第2章3.6(2)③	薬品調達管理業務	③の「薬品費単価を提示すること。」について、新第1浄水施設が対象であり、単価の設定は事業者の提案であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
68	業務要求水準書(案) 30,31	第2章3.6(2)③	薬品調達管理業務	浄水施設運転維持管理業務等委託契約(案)において定められる「薬品費の支払方法」についてご教示ください。	入札公告時に提示します。
69	業務要求水準書(案) 31	第2章3.7(2)②	光熱費等調達管理業務	電力費を算出するにあたり「③・・・また、20年間の事業費算出は、水需要予測(別紙6参照)に基づいて本市が提示する水量条件(日平均水量)にて算出すること。」とありますが、使用する水量は「平均自己浄水量」との理解でよろしいでしょうか。また、令和8年度～令和13年度までの第2浄水場での浄水量についても、ご教示願います。	電力費の算定に用いる水量はご理解のとおりです。 第2浄水場での浄水量については、事業者の提案とします。
70	業務要求水準書(案) 31	第2章3.7	光熱費等調達管理業務	新第1浄水場には、衛生用水がないため、既設浄水場内から引き込むという理解でよろしいですか。その場合、引き込む配管の口径および平断面位置を図示願います。	給水管の分岐は、更新用地内で実施する考えです。 分岐位置については、入札公告以降に資料の閲覧を可能とします。
71	業務要求水準書(案) 31	第2章3.7(2)②	光熱費等調達管理業務	浄水施設運転維持管理業務等委託契約(案)において定められる「電力費の支払方法」についてご教示ください。	入札公告時に提示します。
72	業務要求水準書(案) 31	第2章3.8	見学者対応業務	施設見学に伴う申込書の受領、見学担当者との調整は貴市という理解でよろしいでしょうか。	原則、事業者での対応とします。
73	業務要求水準書(案) 32	第2章3.9(2)②	植栽管理業務	事業者は、施設的美観を維持するために年数回作業を行うこと。について、新第1浄水場のみと考えてよろしいでしょうか。また、美観を維持するための頻度および作業については、事業者提案とし、剪定、伐採、除草の頻度を定めるものではない、との解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	業務要求水準書(案) 32	第2章3.10	清掃業務	今回、既設施設の清掃も本事業に含まれていますが、本業務は運転管理の従事者ができる範囲程度の業務内容という理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に提示します。
75	業務要求水準書(案) 32	第2章3.10(2)	清掃業務	本業務の実施にあたっての留意事項「廃棄物の処分は適切に行うこと」とありますが、新第1浄水場で発生する浄水汚泥等の廃棄物について、排出事業者は貴市との理解でよろしいでしょうか。	浄水汚泥の排出事業者は本市です。
76	業務要求水準書(案) 32	第2章3.11	緊急時対応業務	「業務継続計画(BCP)」などを作成」とありますが、新第1浄水場の範囲との理解でよろしいでしょうか。	既設施設も含みます。

実施方針等に関する質疑・回答

番号	ページ	項番	項目	質問の内容	回答
77	業務要求水準書(案)33	第2章3.13	運転監視業務	「業務時間中は中宮浄水場内に複数の人員がいる状態を確保すること」について、新第1浄水場も含むとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
78	業務要求水準書(案)33	第2章3.14	保安全管理業務	「電気主任技術者を選任」とありますが、今回の自家用電気工作物は設置者が貴市、事業者はみなし設置者であるため、電気主任技術者は保安協会等へ委託できる、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	業務要求水準書(案)33	第2章3.15①	その他技術業務	「①本業務に関する諸計画の作成」とありますが、諸計画とは具体的にどのような書類でしょうか。また、諸計画の作成にあたり、貴市の水道技術管理者と事業者との情報共有、事前協議の方法を明示いただけますでしょうか。	運転維持管理業務を実施する上で、事業者が業務の実施に関して立案する計画のことを「諸計画」としています。また、この諸計画は監督職員が業務内容等を把握するためのものであり、水道技術管理者との共有は不要です。
80	業務要求水準書(案)36	第2章3.31	事業終了時の引継ぎ業務	「後継事業者に対して運転維持管理業務の適切な引継ぎを行うこと。」について、事業期間内に引継ぎするとの理解でよろしいでしょうか。また、事業者の不備がなく、貴市ご要求で延長した場合については、その追加費用を貴市にて負担いただけるものと考えますが、このような理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	業務要求水準書(案)36	第2章3.31(2)①	施設の引渡し	「(2)本業務の実施にあたっての留意事項①施設の引き渡し」において、事業期間終了後1年以内に対象施設が要求水準書に示された性能を下回った場合の考え方として、性能が実用上支障のない状態まで回復したか定量的に評価できないものについては、事業者の所見による判断をお認め頂けますでしょうか。	考え方としては、施設の性能のみではなく、設備や仕上げ等の耐用年数等も含むものと考えています。また、定量的に評価できないものについては、事業者の所見を踏まえて本市と事業者との協議の上で判断するものと考えています。
82	業務要求水準書(案)別紙6	別紙6	水需要予測	別紙6に示されている「最大浄水量」「最大給水量」「平均給水量」「平均企業団水」「平均自己給水量」「平均自己浄水量」について、それぞれの水量の根拠をご教示ください。(例えば、「平均自己浄水量」は新第1浄水場の平均浄水量である、等です)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「平均給水量」は、過去10年間(H21-H30)の実績をもとに用途別に時系列式で予測を行い、これら用途別水量を足し合わせた有収水量を有収率で除して算出しています。</li> <li>・「最大給水量」は、平均給水量を負荷率(10年間実績最小値)で除して算出しています。</li> <li>・「最大浄水量」は、最大給水量に浄水ロスなど(10年間実績平均)を考慮して算出しています。</li> <li>・「平均企業団」は、企業団水実績値をもとに平均給水量と同じ減少率で算出しています。</li> <li>・「平均自己給水量(中宮浄水場の平均給水量)」は、平均給水量から平均企業団水を引いて算出しています。</li> <li>・「平均自己浄水量(中宮浄水場の平均浄水量)」は、平均自己給水量に浄水ロスなど(10年間実績平均)を考慮して算出しています。</li> </ul>

## 実施方針等に関する質疑・回答

番号	ページ	項番	項目	質問の内容	回答
83	実施方針5	2.2.2(2)② (b)	建設実績	「過去15年以内に～（中略）～計画浄水場10,000m <sup>3</sup> /日以上のもろ過方式による浄水場での施工実績を有する事。」とあります。今回の様に浄水場施設全体を一括で整備する事業の参加資格では、例えばもろ過浄水場の「もろ過棟のみ」や「前処理施設のみ」の単体施設の施工実績は該当しない、という理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
84	実施方針8	3.1.1	契約の締結等	「契約に基づく本事業における設計業務、建設業務及び運転維持管理業務遂行上の責任は、原則として事業者が（グループの構成員全員が連帯して）負うものとする」となっております。 しかしながら、各企業が適切な役割を担うという本事業実施の趣旨や、1企業が入札参加資格要件を全て有しているとは考えにくいことを考慮しますと、設計及び建設工事請負契約を締結する設計企業及び工事企業と、浄水施設運転維持管理業務委託契約を締結する運転維持管理企業が、他方の契約上の責任を連帯して負うことは、極めて難しいと思料いたします。 したがって、構成員全員が連帯責任を負う内容は基本契約に限定し、設計及び建設工事請負契約並びに浄水施設運転維持管理業務委託契約における事業者の責任は、個々の契約の中に留めていただけませんか。	全体を1契約とし、最終的には、安全・安心な水道水を継続的に供給することを契約の目的とするものです。したがって、市としては、本件契約の相手方に完全な履行を求めるものであり、債務不履行の原因について構成員間で争いが生じるといったリスクの処理、つまり内部関係（構成員間の責任分担）については、構成員間での処理をお願いするものです。
85	実施方針11	4.1 表4-1	新浄水場の立地条件	新浄水場及び隣接する区域の騒音・振動の規制基準値が示されていますが、これは環境基準と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
86	実施方針12	8.4.1	著作権	「落札者の提案書の一部又は全部を協議の上無償で使用でき」と記載されていますが、落札者が非公表としてほしい提案については、貴市と協議の上使用しないこともある、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
87	実施方針14	別紙1 (1) 共通リスク分担表	法制度	広く一般的に適用される法令の変更や新規立法については、事業者にとっては不可抗力で無過失の責任負担にあたる考えられますので、貴市側のリスクとしていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
88	実施方針15	別紙1 (2) 設計・工事リスク分担表	地中埋設物	用地に存在する地中埋設物に関するリスク分担が事業者となっております。貴市より示される既存図面中の地中埋設物の位置の相違や、同図面に存在しない地中埋設物に関するリスクは貴市のご負担、という理解で宜しいでしょうか。	No.21と同じ。
89	実施方針15	別紙1 (1) 共通リスク分担表	不可抗力	不可抗力には、昨今の新型コロナウイルスなどの、「公衆衛生に関わる緊急事態」も含まれるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

## 実施方針等に関する質疑・回答

番号	ページ	項番	項目	質問の内容	回答
90	実施方針15	別紙1(2)設計・工事 リスク分担表	物価変動	設計・工事期間中の物価変動リスクの分担について、ご教授いただけませんか。	入札公告時に提示します。
91	実施方針15	別紙1(2)設計・工事 リスク分担表	工事費の増大	「本市の帰責事由による工事費の増大」とは、落札者が提出した（貴市が承認した）提案書の内容を超える業務等も含まれる、という理解で宜しいでしょうか。	提案内容を超える業務等のすべてが本市のリスクではなく、本市の指示等により提案書の内容を変更した場合は、本市のリスクとなるとの考えです。
92	実施方針16	別紙1(3)設計・工事 リスク分担表	施設の損傷	運転維持管理における新設施設の劣化による損傷のリスク負担について、耐用年数を超過したものの劣化は、貴市の負担という理解で宜しいでしょうか。	事業者の負担です。
93	実施方針その他	—	予定価格	予定価格はいつ公表されるのでしょうか？参加可否の重要な判断材料となりますので、出来るだけ早期の公表をお願いします。	事後公表です。
94	要求水準書 (案) 2	2.7	対象施設	設計業務・工事業務の施設整備の記載がありますが、新第1浄水場への切り替えにより、使用しなくなる場内配管の撤去は本事業範囲外という理解でよろしいでしょうか。	既設施設や既設配管等についてはご理解のとおりです。 ただし、仮設配管等切り替えに必要とした設備等で切り替え後必要のないものについては、事業者の費用負担により撤去等を行ってください。
95	要求水準書 (案) 9	3.3(1)	処理水量	計画浄水量として高度浄水施設への最小送水量が50,000m <sup>3</sup> /日と規定されておりますが、最小取水量は何m <sup>3</sup> /日を想定されていますか？	最小送水量（高度処理施設への送水量）に浄水ロスを加算した水量となります。
96	要求水準書 (案) 13	2.1.2①	本業務の内容	地下埋設物調査において、工事費を見積もるに当たり、当該事業に干渉する地下埋設物の情報が必要です（例えば、吊り防護等の計画）。別紙9(既設管との接続位置)及び別紙10(汚水排水および雨水排水の排水先)に提示の無い地下埋設物に対し、工事が必要となった場合は設計変更対象と考えてよろしいでしょうか？	入札公告時に資料の閲覧を可能とします。 提示のない地下埋設物に関する工事費用の増大は本市にそのリスクがあると考えています。
97	要求水準書 (案) 14	2.2.1	本業務の内容	既設浄水場を運転しながら、新第1浄水場の試運転を実施することになります。試運転計画を検討するにあたり、最大取水量及び最大浄水量に関する定めはありませんか？	業務要求水準書（案）2.7.2本業務の実施にあたっての留意事項（3）③に記載しているとおりです。
98	要求水準書 (案) 14	2.2.1	工事期間中の浄水量	「既設運用に支障のないようにすること」とありますが、工事期間中、池洗浄（灰汁抜き）、配管洗浄、試運転等の工事を行うのに必要な取排水が確保される前提でしょうか？	業務要求水準書（案）2.7.2本業務の実施にあたっての留意事項（3）及び（6）に記載しているとおりです。
99	要求水準書 (案) 15	2.2.1(2)	導水施設設計	別紙9-3 不断水接続工事を計画するに当たり、既設配管縦断図と平面及び縦断寸法をご教示願います。	入札公告時に資料の閲覧を可能とします。
100	要求水準書 (案) 17	2.2.1(3)②	前処理設備設計	薬品槽を設計するために、薬品納入できない期間（夏季休暇、年末年始休暇等）を提示していただけないでしょうか。	薬品納入できない期間については、特段の定めはありません。

## 実施方針等に関する質疑・回答

番号	ページ	項番	項目	質問の内容	回答
101	要求水準書 (案) 22	2.2.1(8)㉞	汚水排水	汚水排水に関する「必要な諸手続き」については、資料作成のみとの理解でよろしいでしょうか。	協議も含まれます。
102	要求水準書 (案) 32	3.9(1)	植栽管理業務	植栽管理業務で発生する伐採材等の産業廃棄物の処分は事業者が行うことになるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
103	要求水準書 (案) 32	3.10	清掃業務	清掃業務で発生する廃棄物の処分は事業者が行うことになるのでしょうか。	清掃業務で集積した埃等の排出事業者は本市となりますが、事業者が持ち込んだものから発生したゴミ等の排出事業者は事業者になりますので適正に処分してください。
104	要求水準書 (案) 19	2. 2. 1 (5)	場内配管設計	URの敷地内に配管を布設する事が可能でしょうか。  別紙9-3 浄水場西側場外の導水管接続場所は、集合住宅の駐車場のよう に見受けられます。駐車場に配管を布設する計画でしょうか。それと も一部水道局の用地があるのでしょうか。(雨水管の既設接続箇所も 同様)	導水管、雨水管ともにUR都市機構の中宮第三団地敷地内(駐車場) に配管を敷設します。
105	要求水準書 (案) 20	2. 2. 1 (6) ③	見学者導線	見学者対象施設は、膜ろ過棟のみ(前処理、除マンガン、薬品注入、 排水施設等は対象外)との理解でよろしいでしょうか。  前処理棟も見学対象と考えるので、接続用歩廊が必要との理解でよ ろしいでしょうか。	見学者対象施設は、中宮浄水場、高度浄水施設及び新第1浄水場です。 新第1浄水場内の見学対象範囲については、最低限、前処理施設、除マ ンガン施設、薬品注入施設、膜ろ過施設を対象とします。
106	要求水準書 (案) 21	2. 2. 1 (8) ⑤	雨水等排水	『新第1浄水場敷地内に雨水調整槽(1,100㎡以上)を設置するこ と。』と記載されています。容量について、関係部署との協議を経て 決定されているのでしょうか。	ご理解のとおりです。